



令和4年4月11日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p><b>不妊治療費助成事業の継続</b></p>	<p>(担当)</p> <p>保健福祉部 健康増進課 母子保健係</p> <p>担当氏名 菊澤 弘幸</p> <p>電話 0544-22-2727</p> <p>内線</p>
<p><b>セールスポイント</b></p>	<p><b>令和4年度から保険適用となる費用についても助成を継続します。</b></p>
<p>(要旨)</p> <p>富士宮市は、不妊治療又は不育症治療を行う夫婦に対し、1年度につき80万円を限度に医療費を助成しています。(助成金額は県下最大です。)</p> <p>4月以降、不妊治療の保険適用が拡大されます。これに伴い県の特定不妊治療及び一般不妊治療の助成が終了します。(令和4年度は一部経過措置あり。)市は夫婦の経済的負担の軽減や少子化対策の目的から、保険適用の範囲が拡大されても自己負担額の原則2分の1を助成することを継続いたします。</p> <p>他自治体では支給対象としていないことが多い保険適用についても今までどおり助成を行い、子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い続けます。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国内の医療機関で不妊治療等を行った費用について保険適用・保険適用外の両面からの助成を継続していきます。令和4年度の申請対象期間は令和4年1月～12月までの一年間の治療費です。</li> <li>保険適用には年齢制限がありますが、市の助成には今までどおり年齢制限は設けず可能性を広げていきます。</li> <li>高額な医療費がかかる場合もあるため、事前に加入している各健康保険組合等から限度額適用認定証の交付を受け、医療機関の窓口で提示することにより窓口負担の軽減を行うことができます。</li> </ol>	